

御前崎市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、民間事業者の広告の機会を拡大するとともに、市の新たな財源を確保するために実施するネーミングライツ事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 市が所有する施設若しくはその一部又は市が実施する事業（以下「施設等」という。）に愛称を付す権利をいう。
- (2) 団体等 法人その他の団体若しくはそれらにより構成された組織又は個人をいう。
- (3) ネーミングライツ・パートナー 市長が契約によりネーミングライツを付与する団体等をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 市がネーミングライツを団体等に付与し、その対価を得る事業をいう。

(事業の基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、市の施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業の推進における公平性を損なわないように行うものとする。

2 市長は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。

(施設等の選定)

第4条 ネーミングライツ事業の対象となる施設等の選定は、市長が行う。この場合において、選定しようとする施設が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。以下同じ。）であるときは、あらかじめ当該指定管理者と協議するものとする。

(ネーミングライツの付与期間)

第5条 ネーミングライツを付与する期間は、施設については3年以上とする。ただし、指定管理者制度導入施設については、指定管理者による指定管理の期間を考慮し、ネーミングライツを付与する期間を市長が別に定めることができる。

2 ネーミングライツを付与する期間は、市が実施する事業については当該事業ごとに定める。

(募集方法)

第6条 ネーミングライツ・パートナーの募集は、市ホームページ等により広く行うものとする。

2 ネーミングライツ料（市がネーミングライツ・パートナーから得る対価をいう。以下

同じ。) その他募集に必要な事項については、対象となる施設等ごとに定める。

(応募)

第7条 前条の募集に応募しようとする団体等は、ネーミングライツ事業申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 応募しようとする者が団体である場合は、前項の申込書に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 法人等の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書(法人である場合に限る。)
- (4) 直近1事業年度分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書
- (5) 直近1事業年度分の納税に関する証明書のうち別に定めるもの
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(ネーミングライツ・パートナーの要件)

第8条 ネーミングライツ・パートナーとなることができる団体等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
- (2) 御前崎市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成16年御前崎市告示第76号)により入札参加停止等を受けているもの
- (3) 市税その他の租税を滞納している又は正当な理由なく市に対する債務を履行していないもの
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続をしているもの。ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合を除く。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項に規定する風俗営業者
- (6) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定するものを除く。)
- (7) 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- (8) 御前崎市暴力団排除条例(平成24年御前崎市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等
- (9) ネーミングライツ事業を導入した時点の指定管理者の事業目的と競合するもの(指定管理者制度導入施設である場合に限る。)
- (10) その他市長が適当でないと認めるもの

(使用できない愛称)

第9条 次の各号に該当する名称は、愛称に使用することができない。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- (6) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) その他市長が適当でないと認めるもの

(決定及び通知)

第10条 ネーミングライツ・パートナーは、第18条に規定する審査委員会の審議を経て市長が決定するものとする。

- 2 市長は、採用を決定したときはネーミングライツ・パートナー採用決定通知書（様式第2号）により、不採用を決定したときはネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書（様式第3号）により、応募した団体等に通知するものとする。

(愛称の周知)

第11条 市長は、決定した愛称を広く周知するものとする。

(愛称変更の禁止)

第12条 愛称は、ネーミングライツを付与する期間内は原則として変更することができない。

(契約)

第13条 市長は、ネーミングライツ・パートナーとなった団体等とネーミングライツ事業に係る契約を締結するものとする。

(費用の負担区分)

第14条 愛称を付した施設の案内看板（市が設置したものに限る。）の表示の変更に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。ただし、新たに設置する施設の案内看板に係る費用の負担区分は、市長とネーミングライツ・パートナーとの協議により決定する。

- 2 契約期間の満了又はネーミングライツの取消しに伴い原状回復に必要となる費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長とネーミングライツ・パートナーとの協議により費用の負担区分を変更することができる。

(ネーミングライツ料の納入)

第15条 ネーミングライツ・パートナーは、当該年度分のネーミングライツ料を一括で納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(契約解除の申出)

第16条 ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ事業の継続が困難となったときは、契約の解除を申し出ることができる。

2 ネーミングライツ・パートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（ネーミングライツの取消し）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツの付与を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。

(2) ネーミングライツ・パートナーが法令等に違反し、又は違反するおそれのあるとき。

(3) ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用を著しく失墜させる事由が発生したとき。

(4) 前条の規定により、ネーミングライツ・パートナーから契約解除の申出があったとき。

2 市長は、前項の規定によりネーミングライツの付与を取り消したときは、ネーミングライツ付与取消決定通知書（様式第5号）によりネーミングライツ・パートナーに通知するものとする。

3 第1項の規定によりネーミングライツの付与を取り消した場合であっても、第15条の規定により既に納入されたネーミングライツ料は返還しないものとする。ただし、ネーミングライツ・パートナーの責に帰さない事由によりネーミングライツを付与することができなくなった場合には、市長は、その全部又は一部を返還することができる。

（審査機関）

第18条 ネーミングライツ事業に係る審査を行うため、御前崎市ネーミングライツ審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員長は副市長とし、副委員長は政策監とする。

3 委員は、次の職にある者とする。

(1) 総務部長

(2) 危機管理部長

(3) 市民生活部長

(4) 健康福祉部長

(5) 建設経済部長

(6) 教育部長

(7) 総務部財政課長

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第19条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第20条 委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(その他)

第21条 この告示に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

様式第1号（第7条関係）

ネーミングライツ事業申込書

年 月 日

御前崎市長 様

住 所

申込者 氏 名

電話番号

御前崎市ネーミングライツ事業実施要綱第7条の規定に基づき、次のとおり応募します。

施設名又は事業名	
愛 称 案	
愛 称 の 理 由	
ネーミングライツ料	年額 円（税抜）
応 募 の 動 機	

(注) 法人その他の団体の場合は、次の書類を添付すること。

- 1 法人等の概要を記載した書類
- 2 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- 3 法人の登記事項証明書（法人である場合に限る。）
- 4 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- 5 直近1事業年度分の納税に関する証明書のうち、別に定めるもの
- 6 その他市長が必要と認めるもの

様式第2号（第10条関係）

様式第2号（第10条関係）

ネーミングライツ・パートナー採用決定通知書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



年 月 日付けの応募について、次のとおり決定しましたので、御前崎市ネーミングライツ事業実施要綱第10条の規定により通知します。

施設名又は事業名		
愛 称		
ネーミングライツ 付 与 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
ネーミングライツ料	年 額	円（税抜）
	総 額 （ 年間）	円（税抜）

様式第3号（第10条関係）
様式第3号（第10条関係）

ネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



年 月 日付けの応募について、次の理由により不採用とすることを決定しましたので、御前崎市ネーミングライツ事業実施要綱第10条の規定により通知します。

施設名又は事業名	
不採用理由	

様式第4号（第16条関係）
様式第4号（第16条関係）

ネーミングライツ事業契約解除申出書

年 月 日

御前崎市長 様

住 所

申出者 氏 名

電話番号

御前崎市ネーミングライツ事業実施要綱第16条の規定に基づき、次のとおりネーミングライツ事業の契約解除を申し出ます。

施設名又は事業名	
愛 称	
ネーミングライツ 付 与 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
ネーミングライツ料	年額 円（税抜）
契約解除の理由	

様式第5号（第17条関係）

様式第5号（第17条関係）

ネーミングライツ付与取消決定通知書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



次の理由によりネーミングライツ付与の取消しを決定しましたので、御前崎市ネーミングライツ事業実施要綱第17条第2項の規定により通知します。

なお、同条第3項の規定により、既に納入されたネーミングライツ料については返還しません。

施設名又は事業名	
愛 称	
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	